

# 氷見市物価高対応重点支援給付金 (7万円/1世帯)のおしらせ

(1) 支給対象となる世帯は、以下の3要件を満たす世帯です。

- ① 令和5年12月1日(基準日)に氷見市に住民登録のある世帯
- ② 世帯全員が、令和5年度「**住民税均等割**」が非課税の世帯
- ③ 世帯全員が、住民税が課税されている親族等の「扶養」となっていない世帯

(2) **世帯全員が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯(世帯主)宛に、氷見市から給付内容や確認事項を書いた「**確認書**」が届きます。
- 記載内容を確認し、宛名の方が署名し**返信してください**。  
※口座の登録、修正が必要な場合があります。

(3) **令和5年1月2日以降に転入した世帯又は転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。確認書は届きません。
- 申請書と必要書類を給付金窓口へ直接または郵送でご提出ください。  
※転入した**世帯員全員の、前住所地の住民税非課税証明**が必要です。

## ご注意ください!

(1) 住民登録の住所に送付されます。

※税や年金、介護保険のような継続的な事業でないため、転送はできません。  
長期入院や施設入所、転居届をされていない方は、ご注意ください。

(2) 以下の方は、**氷見市では受給できません**。

★令和5年12月1日以前に氷見市外へ転出された場合は、  
転出先の市町村にお問い合わせください。

★令和5年12月2日以降に氷見市内へ転入された場合は、  
転入前の市町村にお問い合わせください。

★**提出期限は、「令和6年5月31日必着」**です。

提出書類等に不備があった場合は、期日に間に合わず受給できなくなる場合があります。早めに提出をお願いします。

## 受給に関するお問い合わせ

### 給付金担当窓口

電話 0766-74-8137 (振込日、振込先などはお答えできません。)

期間：令和6年1月23日から5月末まで 時間：平日9:00~17:00 (平日のみ)

## ○ 氷見市子育て世帯物価高対応重点支援給付金

(児童1人あたり/5万円) 令和6年3月開始予定

◇支給対象は、以下の「① から ④」の要件を満たす世帯の世帯主です。

- ① 令和5年12月1日(基準日)に氷見市に住民登録のある世帯
- ② 令和5年度住民税の「均等割」または「所得割」が非課税の世帯員のみで構成されている世帯
- ③ 世帯全員が、住民税が課税されている親族等の「扶養」となっていない世帯
- ④ 基準日に、対象となる児童を扶養している世帯

◇対象となる児童

平成17年4月2日生まれ以降の児童(施設入所児童は対象となりません)

◇受給方法

(1) 世帯全員が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

対象となる世帯(世帯主)宛に、氷見市から「案内文書」を送付します。

(2) 以下の世帯主の方は「申請が必要」です。

- ・令和5年1月2日以降に転入した世帯又は転入した方がいる場合
- ・別の世帯だが扶養している対象児童がいる場合

※基準日以降に生まれた新生児がいる場合も対象予定です。(期間等未定)

お問い合わせは「3月以降」にお願いいたします。

事務担当：氷見市市民部子育て支援課 ☎0766-74-8117

## ○ 住民税(所得割のみ非課税)世帯への給付金

(1世帯/10万円) 令和6年3月開始予定

◇支給対象は、以下の「① から ③」の要件を満たす世帯の世帯主です。

- ① 令和5年12月1日(基準日)に氷見市に住民登録のある世帯
- ② 令和5年度住民税の「均等割」と「所得割」が非課税の世帯員のみで構成されている世帯(世帯全員が住民税均等割非課税の世帯を除く。)
- ③ 世帯全員が、住民税が課税されている親族等の「扶養」となっていない世帯

(1) 世帯全員が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

対象となる世帯(世帯主)宛に、氷見市から給付内容や確認事項を書いた「確認書」が届きます。

(2) 令和5年1月2日以降に転入した世帯又は転入した方がいる場合

「申請」が必要となります。

(3) 申請方法は、裏面の給付金と同じ(予定)です。

※ 事務手続中です。お問い合わせは「3月以降」にお願いいたします。

事務担当：氷見市市民部福祉介護課 ☎0766-74-8111